

佐世保市地域公共交通計画(旧佐世保市地域公共交通網形成計画)の変更について

1 変更理由

現在の佐世保市地域公共交通計画（以下、「現計画」という。）へ国庫補助金等に係る運行系統等の記載が必要となるため

2 「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の改正（令和2年11月）

【国庫補助要件】

- ① 地域公共交通計画策定の義務化
- ② 当該計画への補助系統等の記載の義務化（※令和6年度事業（令和5年10月1日～令和6年9月30日）までの経過措置あり）

3 現計画の状況

- 現計画は平成27年6月に策定済、記載事項（4）のみ記載

4 計画変更内容

- 記載事項（1）から（3）を「現計画」へ追加 下記、●イメージ参照

● イメージ

変更前現計画（【国庫補助要件】①対応）

未対応

- (1) 補助系統の地域公共交通における位置付け・役割
- (2) 地域公共交通確保維持事業の必要性
- (3) 補助系統に係る事業及び実施主体の概要
- (4) 地域公共交通全体の定量的な目標・効果とその評価手法

変更後現計画（【国庫補助要件】①・②対応）

追加

- (1) 補助系統の地域公共交通における位置付け・役割
- (2) 地域公共交通確保維持事業の必要性
- (3) 補助系統に係る事業及び実施主体の概要
- (4) 地域公共交通全体の定量的な目標・効果とその評価手法

【参考資料】

補助金執行について（国補助金）

	現行		法定計画(地域公共交通計画)の有無	経過措置期間 (～令和6年事業年度)		経過措置期間終了後 (令和7年事業年度～)	
	補助計画	交付先		補助計画	交付先	補助計画	交付先
幹線	生活交通確保維持改善計画(幹線) ※主に県単位	乗合事業者 又は 都道府県・市町村法定協議会	都道府県法定計画あり	都道府県法定計画 又は 生活交通確保維持改善計画(幹線)	都道府県法定協議会 又は 乗合事業者	都道府県法定計画	都道府県法定協議会 又は 乗合事業者
			都道府県法定計画なし 市町村法定計画あり	市町村法定計画 又は 生活交通確保維持改善計画(幹線)	市町村法定協議会 又は 乗合事業者	市町村法定計画	市町村法定協議会 又は 乗合事業者
			都道府県・市町村法定計画なし	生活交通確保維持改善計画(幹線)	乗合事業者	補助対象外	
フィーダー	生活交通確保維持改善計画(フィーダー) ※主に市町村単位	乗合事業者、 自家用有償旅客運送者 又は 市町村法定協議会	都道府県法定計画なし 市町村法定計画あり	市町村法定計画 又は 生活交通確保維持改善計画(フィーダー)	市町村法定協議会 又は 乗合事業者等	市町村法定計画	市町村法定協議会
			都道府県・市町村法定計画なし	生活交通確保維持改善計画(フィーダー)	乗合事業者等	補助対象外	

出典：国土交通省「地域公共交通計画と乗合バス等の補助制度の連動化に関する解説パンフレット」